○つくばみらい市立コミュニティセンター条例施行規則

平成１８年３月２７日
教育委員会規則第２６号

（趣旨）

第１条　この規則は、つくばみらい市立コミュニティセンター条例（平成１８年つくばみらい市条例第１１９号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の服務）

第２条　センター長は、教育長の命を受け、つくばみらい市立コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）に係る業務を統括し、所属職員を掌理する。

２　その他の職員は、センター長の命を受け、事務を処理する。

（平２６教委規則２・一部改正）

（施設等の利用）

第３条　コミュニティセンターの施設又は当該施設に附属する設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、つくばみらい市立コミュニティセンター利用申請書（様式第１号）を施設等を利用しようとする日（以下「利用日」という。）の３箇月前から３日前まで（利用しようとする者が市内に在住し、在勤し、又は在学している者以外の者である場合にあっては、利用日の１箇月前から３日前まで）につくばみらい市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業に係る施設等の利用の申請については、同項に規定する申請書の提出期間前に行うことができる。

（１）　市又は教育委員会が主催する事業

（２）　その他教育委員会が必要と認める事業

３　教育委員会は、第１項の申請書の提出を受けたときは、速やかに利用の許可の可否を決定し、つくばみらい市立コミュニティセンター利用許可（不許可）書（様式第２号）を当該申請者に交付するものとする。

（平２５教委規則３・全改、平２６教委規則２・旧第５条繰上・一部改正）

（利用許可の取消し）

第４条　教育委員会は、前条第３項の規定により施設等の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が条例第１０条第１項の規定に該当すると認めるときは、つくばみらい市立コミュニティセンター利用許可取消通知書（様式第３号）により利用者に通知す

るものとする。

（平２５教委規則３・全改、平２６教委規則２・旧第６条繰上・一部改正）

（使用料の減免）

第５条　条例第１２条の規定による使用料の減額又は免除は、次に掲げるとおりとする。

（１）　国、県その他公共団体が利用する場合　５割減額

（２）　市又は教育委員会が利用する場合　免除

（３）　市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校等が教育活動のために利用する場合　免除

（４）　その他市長が必要と認める場合　５割減額又は免除

２　前項の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ、つくばみらい市立コミュニティセンター使用料減免申請書（様式第４号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、速やかに使用料の減額又は免除の可否を決定し、つくばみらい市立コミュニティセンター使用料減免（決定・却下）通知書（様式第５号）により当該申請者に通知するものとする。

（平２５教委規則３・追加、平２６教委規則２・旧第７条繰上・一部改正）

（利用の変更等の申請）

第６条　利用者は、当該許可を受けた事項の変更又は取消しをしようとするときは、つくばみらい市立コミュニティセンター利用変更（取消）申請書（様式第６号）を教育委員会に提出しなければならない。

２　教育委員会は、前項の申請書の提出を受けたときは、速やかに利用の変更又は取消しの可否を決定し、つくばみらい市立コミュニティセンター利用変更（取消）決定（却下）通知書（様式第７号）により当該申請者に通知するものとする。

（平２５教委規則３・追加、平２６教委規則２・旧第８条繰上）

（使用料の還付）

第７条　条例第１３条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

（１）　利用者の責めに帰することができない理由により施設等の利用ができなくなった場合

（２）　利用日の１４日前（利用日の１４日前が休館日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休館日でない日）までに利用の取消しを申し出た場合

２　前項の規定により使用料の還付を受けようとする利用者は、つくばみらい市立コミュニティセンター使用料還付申請書（様式第８号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（平２５教委規則３・追加、平２６教委規則２・旧第９条繰上・一部改正）

（公共的利用の優先）

第８条　教育委員会は、市、国、県その他公共団体が施設等を利用するときは、当該利用日の利用者に対し、その利用の中止又は利用日時の変更を求めることができる。

（平２５教委規則３・追加、平２６教委規則２・旧第１０条繰上）

（指定管理者）

第９条　条例第４条第２項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に管理を行わせる場合における第３条第１項及び第３項、第４条、第６条並びに第８条の規定の適用については、第３条第１項及び第３項、第４条、第６条並びに第８条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

２　前項の場合において使用する様式は、様式第１号から様式第３号まで、様式第６号及び様式第７号の規定に準じて別に定める。

（平２６教委規則２・追加）

（利用料金）

第１０条　第５条及び第７条の規定は、条例第４条第２項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における利用料金について準用する。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

２　前項の場合において使用する様式は、様式第４号、様式第５号及び様式第８号の規定に準じて別に定める。

（平２６教委規則２・追加）

（補則）

第１１条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（平２５教委規則３・旧第７条繰下）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成１８年３月２７日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日の前日までに、合併前の伊奈町立谷井田コミュニティセンターの管理及び運営に関する規則（平成１５年伊奈町教育委員会規則第４号）又は谷和原村立コミュニティセンター設置及び管理運営に関する条例施行規則（平成７年谷和原村教育委員会規則第６号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成２２年教委規則第２号）

（施行期日）

1　この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に利用許可申請書を受理しているものに係るコミュニティセンターの施設等の利用については、なお従前の例による。

附　則（平成２５年教委規則第３号）

（施行期日）

1　この規則は、平成２５年７月１日から施行する。

（経過措置）

2　教育委員会（使用料に係る行為にあっては、市長）は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後のつくばみらい市立コミュニティセンター条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定の例により施行日以後のつくばみらい市立コミュニティセンターの利用に係る申請の受付、利用の許可、使用料の徴収その他必要な行為を行うことができる。この場合において、この項前段の規定によりなされた行為は、施行日において改正後の規則の規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成２６年教委規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２６年教委規則第２号）

（施行期日）

1　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日前に、この規則による改正前のつくばみらい市立コミュニティセンター条例施行規則に規定する様式により作成された書類は、この規則による改正後のつくばみらい市立コミュニティセンター条例施行規則に規定する様式により作成された書類とみなす。

様式第１号（第３条関係）

つくばみらい市立コミュニティセンター利用申請書

年　　月　　日

つくばみらい市教育委員会　　様

申請者　住所
氏名　　㊞

次のとおり施設を利用したいので申請します。

<table>
<tr><td rowspan="4">利用者</td><td>氏名又は団体名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>代表者氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">利用目的</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">利用日時</td><td colspan="3">年　月　日　時　分から
年　月　日　時　分まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用室名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">利用人数</td><td colspan="3">人</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用料の減免理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">使用料</td><td rowspan="2">金　　円</td><td>減免</td><td>減免許可番号</td></tr>
<tr><td>受付番号</td><td></td></tr>
</table>

様式第２号（第３条関係）

つくばみらい市立コミュニティセンター利用許可（不許可）書

年　　月　　日

<table>
<tr><td rowspan="4">利
用
者</td><td>氏名又は
団体名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は
所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>代表者氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">利　用　目　的</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">利　用　日　時</td><td colspan="3">年　　月　　日　　時　　分　から
年　　月　　日　　時　　分　まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">利　用　室　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">利　用　人　数</td><td colspan="3">人</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用料の減免理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">使　　用　　料</td><td>金　　円</td><td>減　免</td><td>減免許可番号</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>許可番号</td><td></td></tr>
</table>

上記のとおり施設の利用を許可（不許可）します。

（不許可の理由）

つくばみらい市教育委員会　　印

注意事項

１　コミュニティセンターの運営に支障を来さないようにすること。
２　施設又は附属設備をき損し、又は滅失しないこと。
３　施設内では飲酒し、又は喫煙しないこと。
４　楽器演奏等、室外に著しく音を出す活動は、午後６時以降は行わないこと。
５　小・中学生が利用する場合は、保護者又は１８歳以上の者が同伴すること。
６　火気などの使用には特に注意すること。
７　利用後は、机、イス等を原状に戻し、清掃を必ず行うこと。
８　利用時間は厳守すること。

様式第３号（第４条関係）

つくばみらい市立コミュニティセンター利用許可取消通知書

年　　月　　日

年　　月　　日付けで許可の決定をしたつくばみらい市立コミュニティセンターの利用については、次の理由で許可を取り消したので通知します。

利用者	氏名又は団体名	
	住所又は所在地	
	電話番号	
	代表者氏名	
利用許可取消しの理由		
備　　考		

つくばみらい市教育委員会　　印

様式第４号（第５条関係）

つくばみらい市立コミュニティセンター使用料減免申請書

年　　月　　日

つくばみらい市長　　様

申請者　住所
氏名　　㊞

次のとおりつくばみらい市立コミュニティセンター使用料について減免を受けたいので申請します。

利用者	氏名又は団体名	
	住所又は所在地	
	電話番号	
	代表者氏名	
利　用　目　的		
利　用　日　時		年　月　日　時　分　から 年　月　日　時　分　まで
利　用　室　名		
利　用　人　数		人
備　　考		
減　免　理　由		

受付番号	

添付書類

（１）　事業計画書

（２）　収支予算書

様式第５号（第５条関係）

つくばみらい市立コミュニティセンター使用料減免（決定・却下）通知書

年　　月　　日

利用者	氏名又は団体名	
	住所又は所在地	
	電話番号	
	代表者氏名	
利用目的		
利用日時		年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで
利用室名		
利用人数		人
備考		
減免理由		
	許可番号	

上記のつくばみらい市立コミュニティセンター使用料の減免について、（決定・却下）します。

つくばみらい市長　　印

（却下の理由）

※　つくばみらい市立コミュニティセンター利用申請書を提出するときに提示してください。なお、実際の利用目的がつくばみらい市立コミュニティセンター使用料減免申請書に記入された利用目的と異なる場合は、使用料の減免をしないことがあります。

様式第６号（第６条関係）

つくばみらい市立コミュニティセンター利用変更（取消）申請書

年　　月　　日

つくばみらい市教育委員会　　様

申請者　　住所
氏名　　㊞

次のとおりつくばみらい市立コミュニティセンターの利用の変更（取消し）を申請します。

利用者	氏名又は団体名	
	住所又は所在地	
	電話番号	
	代表者氏名	
変更・取消しの理由		

（変更）

許可番号 利用日	変更前		変更後	
	施設名	利用時間	利用日	利用時間
No 月　日		～	月　日	～
No 月　日		～	月　日	～

（取消し）

許可番号 利用日	施設名	利用時間		１時間当たり使用料	金　額
No 月　日		～	時間		円
No 月　日		～	時間		円

添付書類

つくばみらい市立コミュニティセンター利用許可書及び使用料領収書

様式第７号（第６条関係）

つくばみらい市立コミュニティセンター利用変更（取消）決定（却下）通知書

年　　月　　日

利用者	氏名又は団体名	
	住所又は所在地	
	電話番号	
	代表者氏名	
変更・取消しの理由		

（変更）

許可番号 利用日	変更前		変更後	
	施設名	利用時間	利用日	利用時間
No 月　日		～	月　日	～
No 月　日		～	月　日	～

（取消し）

許可番号 利用日	施設名	利用時間		１時間当たり使用料	金　額
No 月　日		～	時間		円
No 月　日		～	時間		円

上記のとおり、つくばみらい市立コミュニティセンターの利用の変更（取消し）を決定（却下）します。

（却下の理由）

つくばみらい市教育委員会　　印

様式第８号(第７条関係)

つくばみらい市立コミュニティセンター使用料還付申請書

年　　月　　日

つくばみらい市長　　様

申請者　住所
氏名　　㊞

次のとおり使用料の還付を申請します。

利用者	氏名又は団体名	
	住所又は所在地	
	電話番号	
	代表者氏名	
利用目的		
利用日時		年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで
利用室名		
利用人数		人
還付の理由		
既納使用料		円
還付申請額		円

添付書類
つくばみらい市立コミュニティセンター利用許可書及び使用料領収書

様式第１号（第３条関係）

（平２５教委規則３・全改、平２６教委規則２・一部改正）

様式第２号（第３条関係）

（平２５教委規則３・全改、平２６教委規則２・一部改正）

様式第３号（第４条関係）

（平２５教委規則３・全改、平２６教委規則２・一部改正）

様式第４号（第５条関係）

（平２５教委規則３・追加、平２６教委規則２・一部改正）

様式第５号（第５条関係）

（平２５教委規則３・追加、平２６教委規則２・一部改正）

様式第６号（第６条関係）

（平２５教委規則３・追加、平２６教委規則２・一部改正）

様式第７号（第６条関係）

（平２５教委規則３・追加、平２６教委規則２・一部改正）

様式第８号（第７条関係）

（平２５教委規則３・追加、平２６教委規則２・一部改正）